

いしかわ森林環境税を活用した民間施設県産材需要創出モデル推進事業

及びいしかわの木づかい表彰の公募開始について

1. 民間施設県産材需要創出モデル推進事業

趣旨	非住宅分野における県産材の需要を創出し、その利用を促進することで、森林所有者の経営意欲を向上させ、手入れ不足人工林の発生を未然に防止するとともに、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、民間の非住宅施設への助成事業を行う。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公募時期：令和2年7月1日（水）～9月30日（水） ・公募対象：1. 公共施設に該当しない民間の非住宅施設であること <ul style="list-style-type: none"> 2. 商業施設や社会福祉施設など、多数の者による利用が見込めること 3. 工事の完了日又は完了予定日が本年度内であること ・助成内容：1. 使用する県産材の材料費の1/2を上限に助成 <ul style="list-style-type: none"> ただし、県産材によるCLT等の材料費は3/4を上限に助成 2. 県産材を使用する部分における工事費の1/2を上限に助成 3. 1件あたりの補助金額の上限は10,000千円、ただしCLT等の木質新部材を使用した場合は15,000千円 ・助成施設：石川県県産材利用推進審査委員会の審査結果に基づき、県が決定する。

2. いしかわの木づかい表彰

趣旨	県産材の最も大きな需要先である建築分野における県産材の利用に顕著な貢献のあった者や、他の模範となる県産材を使用した建築物のほか、優れた県産材使用製品等を紹介し普及啓発することを目的に、「いしかわの木づかい表彰」を実施するものとする。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰部門：①県産材利用住宅部門 <ul style="list-style-type: none"> ア) 県産材の需要拡大へ貢献した者を表彰（3者程度） イ) 他の模範となる住宅を表彰（1件程度） ②県産材利用施設部門：他の模範となる住宅以外の施設を表彰（1施設程度） ③県産材利用製品部門：優れた県産材使用製品を表彰（1製品程度） ・表彰者等の選定：①ア) の表彰対象者は、県産材使用実績により決定 <ul style="list-style-type: none"> その他の表彰対象施設等は、公募及び審査により決定 ・公募時期：令和2年7月1日（水）～8月31日（月） ・①イ) の公募要件：過去3年以内に、県内に建築された住宅 ・②の公募要件：過去3年以内に竣工し、県内で現在利用されている施設等 ・③の公募要件：本年度4月1日時点で市場に出ている製品 等 ・表彰対象施設等：石川県県産材利用推進審査委員会の審査結果に基づき、県が決定する。 ・表彰：表彰対象者等に対し、知事表彰を行う。

(事務担当)
森林管理課
森林資源利活用グループ
高橋
TEL 076-225-1646(内線:4816)